

大阪府駐車場指定管理者評価委員会の公開・非公開について

【委員会の公開・非公開】

大阪府では、大阪府情報公開条例の規定に基づき、府政の公正な運営を確保するため、府の事務について審査、審議、調査等を行う審議会等の会議の公開に努めることとしており、本委員会においても議事を公開して行うことを原則とする。

ただし、法人（指定管理者）の財務状況等に関する情報であって、公開することにより当該法人の公正な利益を害すると認められる情報（ただし、既に公表されているものを除く。）若しくは個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報を取り扱う場合又は公正・円滑な審議が著しく阻害され、委員会の目的が達成できないことが想定される場合は、あらかじめ委員長が委員に諮った上で議事を非公開で行うことができるものとする。

【資料の公開・非公開】

委員会で配布した資料、議事の概要等については、委員会後に大阪府のホームページ等で公開する。

ただし、法人（指定管理者）の財務状況等に関する情報であって、公開することにより当該法人の公正な利益を害すると認められる情報（ただし、既に公表されているものを除く。）若しくは個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報を取り扱う場合又は公正・円滑な審議が著しく阻害され、委員会の目的が達成できないことが想定される場合は、あらかじめ委員長が委員に諮った上で資料、内容の一部を非公開とすることができるものとする。

【委員会の傍聴手続】

1 傍聴手続

委員会を傍聴しようとする方は、委員会の開催時刻までに、委員会の委員長の許可を得た上で、係員の指示に従い、会場に入場。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守。

- (1) 公然と意見を表明する等会議を妨害しないこと。
- (2) 会長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音しないこと。
- (3) その他礼儀を守り、いやしくも会議を軽視するような行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

傍聴者が前項の規定に違反したときは、これを注意し、なお、これを改めないときは、退場していただくことがある。